

猪名川町いじめ問題対策審議会条例

平成26年12月19日

条 例 第 8 2 号

(設置)

第1条 この条例は、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）のための対策を効果的に推進するため、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第14条第3項の規定に基づき、猪名川町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として、猪名川町いじめ問題対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。

- (1) いじめの防止等のための対策に関する事項
- (2) 法第28条第1項の規定による調査に関する事項

(組織)

第3条 審議会は、委員12人以内で組織する。

- 2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干名を置くことができる。
- 3 委員及び臨時委員は、学識経験者、心理、福祉を専門とする者、その他のいじめに関する調査審議を行うために必要な知識経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱又は解任されるものとする。

(守秘義務)

第5条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(会長)

第6条 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、審議会を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会の会議は、非公開とする。ただし、会議の内容に猪名川町情報公開条例（平成10年条例第26号）第9条各号に掲げる情報が含まれない場合において、審議会が会議の公開を相当と認めるときは、これを公開することができる。

(意見の聴取等)

第8条 審議会は、調査のため必要があると認めるときは、関係者に対し、審議会への出席を求め、事情を聴取し、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。この場合において、事情を聴取しようとする者が未成年者であるときは、その者及びその保護者の同意を得るとともに、事情の聴取に当たっては、これらの者の心情に十分配慮するものとする。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、学校教育課において処理する。

(雑則)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。